

○提出書類一覧（建設工事）

北海道内市町村標準様式を使用してください。各種証明書は写し可です。

申請受理票が必要な場合は、所要の切手を貼付した返信用封筒等返信に必要なものを同封してください。

書類は下記のとおり編纂してください。（提出部数：1部）

- ①建設工事入札参加資格審査申請書付票 …様式9
- ②建設工事等競争入札参加資格審査申請書 …様式1  
※①及び②の様式中の「所在地」「商号又は名称」「代表者」は登記事項証明書の  
とおり記載願います。
- ③総合評定値通知書（経営規模等評価結果通知書）の写し  
…令和元年7月1日以降の審査基準日のもの
- ④工事（事業）経歴書 …様式3
- ⑤工事経歴書集計表 …様式3の2
- ⑥技術者名簿（道内関係分） …様式4
- ⑦経營業務の管理責任者証明書（建設業許可の写し）
- ⑧専任技術者証明書（建設業許可の写し）
- ⑨代表者身分証明書 …申請者が個人の場合
- ⑩登記事項証明書 …申請者が法人の場合
- ⑪許可・登録証明書 …建設業許可通知書等
- ⑫建設業退職金共済組合等の加入・履行証明
- ⑬委任状 …支社、支店等で請け負う場合、また代理人による申請を行う場合
- ⑭印鑑証明書
- ⑮納税証明書 直近1年分  
※説明：納税証明書等について  
【法人の場合】  
ア 消費税及び地方消費税  
イ 法人所得税、法人事業税、法人住民税  
【個人事業者の場合】  
ア 消費税及び地方消費税  
イ 申告所得税、個人事業税、住民税及び国民健康保険税（保険料）  
※岩内町に納税義務のあるものは、町税等納税状況照会の同意書を提出してください
- ⑯暴力団との関わりない旨の誓約書 …（任意様式）

**【注意事項】**

- ・ 許可等の更新や新たに経営事項審査結果通知を受けた場合は、写しを再提出してください。「建設業許可」は有効期間が5年ですが、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」は、右上の審査基準日から1年7か月を経過したときは無効となりますのでご注意ください。
- ・ 管内に本店・支店・営業所等がない業者については⑦及び⑧の提出は不要です。

